

(議長)

日程第15、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和6年7月30日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課課長。

(議長)

財政課課長。

「財政課課長」

それでは、報告第2号について、補足説明させていただきます。

議案書2ページの専決処分書をご覧ください。

本件につきましては、本年6月18日火曜日、町が管理する中歌町の九艘川公園において、町の会計年度任用職員である公園管理人が、刈払機を用いて、草さり、草刈作業を行っていたところ、飛散防護ネットを飛び越えた小石により、公園に隣接するA氏自宅1階の窓ガラス1枚を損傷させてしまったものであります。

和解の概要につきましては、町及び相手方は、損傷した窓ガラスの補償費用、補修費用が44,000円であることを確認し、町が加入する総合賠償保険にて給付し補償するものとし、これをもって、町及び相手方の間には、今後一切の債権債務関係が無いことで、7月30日に示談致しました。

今後におきましては、このような事故が起きないように、飛散防止措置を徹底して参りたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第16、議案第1号、江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

再生可能エネルギーを活用し、利用促進を図ることで持続可能な脱炭素社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、江差町再生可能エネルギー等活用基金を設置する条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー議案４ページをお開き下さい。

えー本条例、第１条に規定しております通り、再生可能エネルギーの活用と利用促進を通じた、脱炭素化のまちづくりに寄与することを目的として、基金の設置を図るものでございます。

えーこれまでに、町内で事業展開されている再生可能エネルギー事業者の皆様などから、多くのご寄附を頂き、まちづくりや備品整備などに活用させて頂いておりますが、本条例による基金の設置、活用を通じ、省エネや再エネの導入による脱炭素化の推進を図ることとするものでございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第１号、江差町・再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第１７、議案第２号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

太陽光発電ゾーニングマップにおいて、地理情報システム解析処理作業時に、不適エリア、調整エリア、促進エリアの抽出に誤りがあったため、面積及び割合を修正することに伴い、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

議案6ページ、関連資料は1ページから5ページとなっております。

本条例は、先の第2回江差町議会定例会で可決頂いたところですが、太陽光発電に関するゾーニングの集計において、不適エリア、調整エリア、促進エリアの抽出に誤りがあることが判明したことから、各エリアの面積及び割合を修正するものでございます。

今回の修正により、促進エリアが3.5平方キロメートル減少する一方で、調整エリアが3.4平方キロメートル、不適エリアが0.1平方キロメートル増加することとなります。

今回の誤りの主な理由は、調整エリアでは、設定条件の1つ土地利用図について、調整エリアとすべきところを促進エリアとしていたためです。

また、促進エリアでは、設定条件の1つ傾斜区分の一部について、不適エリアとすべきところを不適エリアとしていなかったことによるものです。

資料の図面では、変更箇所が分かりづらく、大変申し訳ございませんが、面積が減少する促進エリアに影響する行政区は25の字となっており、促進エリアの減少分、3.5平方キロメートルの大半の3.4平方キロメートルが増加となる調整エリアは25の字となっており、その内、楸川町、田沢町、水堀町、小黒部町の4町で増加分の5割、1.7平

方キロメートルを占めております。

同様に、0.1平方キロメートル増加する不適エリアにつきましては、田沢町、五厘沢町、水堀町、小黒部町、朝日町、鰯川町の6町となっております。

先程述べました通り、今回の一部改正は、集計、誤りによるもので、各エリアの条件を変更したものでは無いことを申し添え、説明とさせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定についてでございます。

町内小中学校における児童生徒のいじめに関する重大事態発生の際に、当該事案に関する問題解決に向けた調査及び検証を行うための委員会を設置するため、江差町いじめ問題調査等委員会条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

えーそれでは議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例につきまして、私から補足説明を致します。

えー議案書は8ページから9ページになります。

本条例は、いじめ防止対策推進法第28条第1項及び第30条第2項に規定する文部科学省が定める、所謂、重大事態が発生した際に、その事案に関する問題解決に向けた調査、検証を行うための委員会を設置するための条例となります。

文科省が定めます重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態と、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態とされており、重大事態に該当するか否かの判断は、学校が行わなければならないこととされております。

えー町では、平成26年に江差町いじめ基本方針を策定し、えー重大事態が発生した際に、調査を行うという規定をされておりましたが、重大事態が発生した際に、法律に基づく対処を迅速に行う為、本条例を制定しようとするものです。

えー条例では、教育委員会の諮問に応じて調査を行う調査委員会と町長の諮問に応じて、検証を行う検証委員会を設置し、調査、審議を行い、それぞれ答申することとされております。

えーまた、委員会の委員には、学識経験者や法律、教育、心理等に関する専門的な知識を有する者から任命することとしておりまして、委員会の中立性を確保した中で調査を行う事となります。

なお、本条例に定めるほか、委員会の運営に関して必要な事項に関しましては、別に定める事とされております。

以上、簡単ではありますが、補足説明と致します。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、課長さん、あの一教育長ね、今日あの一欠席なもんであれなんですけども、これ簡潔にちょっと伺いたいんですが、これ委員の、あの選任は、これはどういうふうな方法で検討されてますか。

もし、今の段階で考え方があれば、お伺いしたいと思います。

「学校教育課長」

はい。学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。えー室井議員からのご質問でございます。

えーと委員の選任に関しましては、えーと条例の方に規定されて有りますとおり、学識経験者や法律、教育、心理等に関する専門的な知識を有する者ということで規定をされております。

えーいずれもですね、あの一関係機関等にですね、あの一適任の方が居ないかどうかも含めまして、えー各部署に相談しながらですね、決めて行きたいというふうに考えてございます。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あの一、誰もがね、こういう問題をね、あつてはなら絶対あつてはならないんですよ。

ね、だから、委員にね、なる方にもね、その辺のこと、ただ問題が起きただけでなく、もうちょっと輪を広げて考えてね、ちゃんとその辺のことはね、あの考えながら、委員の互選をして貰いたいと思います。

意見と思いますけど、どうでしょうか。

こういうね、後ろにうるせえ爺居るんだよ。これ。ね、はい。質問にしました。

「学校教育課長」

学校教育課長。

（議長）

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。ただ今、あの室井議員からもご意見頂きましたことも含めまして、えー慎重にこちらの方は取り進めて参りたいというふうに考えてございます。

「小野寺議員」

議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

えー、あの一、課長、今の室井議員とちょっと少し関連しますが、あの一、直近でいうと旭川の事例が私は本当に教訓的だなと。ま、あれは、再調査ですが、ま、要するに第3者委員会の更にそれを調べるという意味では同じ意味合い的に、ちょっと質疑させて貰いますが、本当にああいう状況、ま、札幌もそうでしたが、えーこの先程出た委員の選任をどうするかにかかっているなど。せっかく作っても、旭川の場合は、ま、事実上それ否定されちゃったんですね。それで、再調査。えーしっかりと、まあ研究者、えー弁護士、教育専門家、心理学者などなど。ですから、えー色んなところで相談もしつつ、あまりあの今回旭川の場合は、尾木先生ですよ。どう考えたって、ま、あれはちょっと特別でしたが、えー函館あたりから呼ぶ、から、いらっしゃるのか、札幌からいらっしゃるか分かりませんが、まずしっかりと選んで貰いたいと、あの思います。ま、これはもし何か、コメントあればですが。

で、もう1つ。問題は重大案件に行く前の部分だと私は思うんですね。今回のこの、え

一条例を作って、委員会を作る。

しかし、教育委員会としては、これが重大案件にいく前の日常的な教育委員会行政、教育行政、学校との繋がりが、私は改めて求められるなと思うんです。

その点でちょっとお聞きしますが、現時点で、いじめの、お一認知、ちょっともしお手元に資料あれば。去年の件数と今年の現在の件数ちょっと教えて頂きたいんです。

で、えーちょっと再質問も含めて、ちょっと考えてるんですが、ちょっと最初に聞きますね。旭川の事例を、お一読み解くと、大っきくは尾木さんも言っておりますけども、今、単に旭川の問題だけじゃなくて、全国的な問題だと。SNSが、もう広範に小学生、中学生に広まって、それがいじめの起因、そしてもう1つが、そのSNSも使ってですが性的ないじめ。これも小、中で深一く浸透してると。ですからこの問題は、ま、尾木さん曰く、全国的な問題だと。そして、教育の観点からも、いじめ対策よりも教育という観点から、SNSの取扱い方、それから性教育、このことがすごく強調されてました。新聞、テレビでも何度も出されておりました。

で今、えー小中学校では、校内の対策委員会もあって、色々私たち議員にも、あの学校から、あの一お便り頂いてます。時々はいじめアンケートの状況も出てますね。あれ見れば、一定の状況ちゅうのはある。そうすると、1問目の質問、あ、最初の質問の認知件数が有るのかどうかってこともありますし、結果的に校内の対策委員会の中で、先程言った、えー全国的な問題だと言われているSNSの、あの教育的な観点、性的な問題、つまり性教育なども含めて、私しっかり単なるいじめ対策に限らず、えー日常の教育の中でやってくということが大前提として、私今、求められているなと思ってるんです。

そこら辺、今教育委員会としてもきっと、この委員会を作る上で、検討の課題なってるかと思うんですが、ま、所見があれば、あの一、ま、ちょっと今日教育長いらっしゃらなくて申し訳ないんですが、お答え願えればなと、課長の判断で、あ、範囲で宜しいかと思います。以上です。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。えーと、まず、委員の選任につきましては、先程あの室井議員の方にご答弁した通りでございますので、そちらの方ご理解頂ければというふうに思っております。

それと、重大案件にいく前のその対処という部分でですね、えー所謂いじめの認知ですね。現在のところ、えー、あの町内においては、年に数回ですね、全部の児童・生徒に、えーいじめに関するアンケートを行っておりまして、まあそちらの方で、例えば、あの一相手から言われた事が、えー自分が不快であったとか、そういう部分に関しては、学校

側はその時点でもういじめと認知して、えーそこで対処を行ってるという現状がございます。

ちょっと、あの一件数に関しては、えーと今、手元に数字が持ち得ておりませんが、えー確か、全体でも、あの数件というレベルだったというふうに私は記憶しております。

えーそれから、えーSNSからの、いじめに広がるパターンですとか、今言われました性教育に関しましては、えー学校内におきましてですね、ま、授業も含めて児童・生徒には細かく指導の方はしております。

性教育につきましては、あの町の保健師なども、あの出向いて、授業を行っている状況でございます。

これら含めましてですね、児童・生徒にはしっかりと、ま、知識を付けて頂いて、このような事案に繋がらないような教育を進めて参りたいと考えてございますので、ご理解頂ければというふうに思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第4号、江差町財政調整基金の処分についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第4号、江差町財政調整基金の処分についてでございます。

江差町一般会計において、財源不足を補てんするため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を処分するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第4号について、補足説明させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

本件につきましては、財政調整基金を取り崩して一般会計へ繰り入れるもので、同基金条例に基づきまして、議会の議決をお願いするものです。

財政調整基金につきましては、当初予算編成にあたり3億円を取り崩すことでご承認を頂きましたが、この間、今年度の補正予算編成に伴い、開陽丸記念館改修、或いは江差マースの運行、ゼロカーボン推進などの政策的事業等に対応して来ましたところ、年末を控え、人事院勧告や生活交通路線等維持費補助のほか、依然として続く物価高騰による事業費の増加に対応していくため、更に5,000万円を処分させて頂くものです。

ご審議のうえ、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

はい、議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーとですね、今日の議会の中でもね、財政調整基金のね、あの一まあ心配してる質問された議員もおります。

しかしですね、私思うにはですよ、ね、財政調整基金を増やしてですね、町民にね、負担をね、背負うっていう、誰も考えてませんよね。役場だって。

やっぱり頑張ってますね、財政調整基金を拠出した分だけね、色んな制度、国なり道のですね、色んな制度使ってますね、事業費を捻出するっていう前向きな姿勢が無かったらですね、今ある貯金をね、デーンと財布のひもを締めてですよ、使わない、それでいいんだっていう考え方は絶対あってはならないと思うんですよ。これは財政課長はよく分かっていると、ね。

やっぱりこれはね、何も役場だけの責任でもないし、議会だってね、町民だってね、江差町にあんまりね、財政力ね、無いかもしれないけど、でも、今居る、ね、町民の皆さんに、また、これからの将来のためにもですね、一生懸命ですね、お金稼いで来るから、だから貯金も、ね、出して事業やるんですって、そういう前向きな姿勢が無かったらですね、私は駄目だと思うんですけども、これはまあ財政課長が答弁出来るか、もしかしたら、あの一、もう、こっちのね、あの2人がするのか、これは皆さん、今日、町長の方がいいな、これはっきり、ね。

それでなかったら事業出来ないよ。おっきい事業も。そのような腹持ってやりなさい。

町長答弁して下さい。

(打越議員より「室井さん、いいど」の声あり。)

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えーご指名を頂きましたので、えー説明をさせていただきます。

えー室井議員と思いは同じにしている、思いは同じでございます。えー我々は必要な予算をしっかりとですね、精査しながら予算化をしているところでございます。

えーそういう町民の皆さん、或いは議会の皆さんのしっかり理解されるような財政運営をしなきゃいけないというふうに思っておりますし、えー今回の補正に関しましてもですね、例えば、ふるさと納税応援対策としてですね、一般財源1,400万円を追加をさせて頂いておりますけども、これは追加をしながらもですね、えーまた、寄附金として跳ね

返ってくるものでございまして、えー投資効果っていうのは非常に有るのではないかなというふうに思っております。

是非ですね、町民の皆さまにしっかり今の暮らしを守りながら、未来へ希望の持てる街づくりを一層推進して参りたいと思いますので引き続きよろしくお願い致します。

(議長)

よろしいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第5号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第5号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

今回の補正につきましては、江差町DX推進業務など、13事業に係る経費の補正、3

事業の財源更正の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,050万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,713万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案5号について、補足説明させていただきます。

議案書15ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、江差町DX推進業務です。

我が国では、新型コロナウイルス対応において、地域や組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するために、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められおり、喫緊の課題となっております。

こうしたなか国は、昨年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定したところであり、この重点計画で掲げられている、目指すべきデジタル社会のビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされております。

このような背景のもと、町は、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、業務効率化を図り、住民の利便性を向上させるべく、町としてのDX推進の全体方針の策定を進めることと致しました。

全体方針の策定にあたりましては、町の組織体制の整備や、デジタル人材の確保・育成、道との連携による推進体制の構築など、専門的知見からの助言が必要不可欠であることから、外部人材によるアドバイザー業務を委託します。

補正額は、155万3千円。財源は、全額一般財源となっておりますが、約7割は、別途特別交付税で措置されます。

次に、ふるさと応援寄附金対策です。定例会資料7ページ、資料2も併せてご覧下さい。

昨年度に2億円を突破し、中期財政運営方針の目標達成となりました、ふるさと応援寄附金については、今年度においても好調を維持しており、今年7月末現在で、前年度比1.5倍の寄附金額となっております。

今後における返礼品や広告費、業務委託費等を措置すると共に、増収見込分として3,0

00万円を基金に積み立てます。失礼いたしました。補正額は、4、477万3千円です。

次に、令和5年度障がい者自立支援給付費道費負担金返還です。

関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、既に交付決定を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は、57万2千円です。

次に、令和6年度権利擁護事業区分人材養成研修事業です。資料3をご覧ください。

本事業は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、ひとりで決めることが心配な方々の生活を支えていくため、本人に代わって財産管理等の支援を行う、市民後見人を養成する講座の開催経費を措置するものです。

事業の実施にあたりましては、江差町社会福祉協議会に委託した上、北海道社会福祉協議会が示す市民後見人養成講座カリキュラムに即して、計7回、オンライン形式により行います。

対象者は5名。町社会福祉協議会の日常生活自立支援員や町内の介護施設職員などを想定しています。補正額は、20万円。財源の道支出金は、権利擁護人材養成事業費補助金です。

次に、児童手当支給です。

本事業は、本年第2回定例会におきまして、システム改修を先行して補正頂いているものですが、今回は、国のこども未来戦略に基づく児童手当の抜本的拡充に係るもので、本年10月分から受給者の所得制限撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降は、より手厚く一人当たり月3万円に大幅増額します。

また、併せて会計年度任用職員の人件費や給付事務費を計上します。

補正額は、1,241万円。財源の国庫支出金1,019万1千円、道支出金110万6千円については、それぞれ児童手当等交付金・負担金となっております。

次に、北部地域町立保育園統合に係る増改築改修実施設計業務委託です。

ご承知のように、町は、老朽化する日明保育園及び水堀保育園の2園を統合し、新たな北部地域町立保育所として、現在の道立江差病院院内保育所を活用させて頂きながら、令和8年度に開設するための準備を進めているところです。

開設する保育所は、認可保育所の位置付けとなりますことから、厚生労働省が定めた児童福祉施設最低基準をクリアする必要があるため、来年度施工に向けて、必要な増改築に係る実施設計業務を発注します。補正額は、691万9千円。全額一般財源です。

次に、新型コロナウイルス予防接種支援事業です。資料4をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンについては、特例臨時接種が本年3月31日で終了し、令和6年度以降は、65歳以上の方及び60歳から64歳の基礎疾病を有する方を対象に、予防接種法のB類疾病の定期接種として市町村が実施することとなりましたことから、町としましても、これらの方々を対象として、秋・冬接種に向け新たな接種体制を確保し、重症化予防及び季節性インフルエンザとの同時流行に備えます。

補正の内容につきましては、接種費用の自己負担額7,000円の半額3,500円を町が助成するものとし、対象者数については、過去実績を踏まえ、生活保護者60名を含め

た1,420名を見込みました。補正額は、1,627万5千円。財源の国庫支出金は、新型コロナウイルス定期接種助成金です。

次に、江差町再生可能エネルギー等活用基金積立です。

本件は、議案第1号で議決頂きました江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例、第2条に基づくもので、再生可能エネルギーの普及啓発、活用促進を図り、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めるため、先ほど行政報告致しました合同会社ユーラス江差風力様からのご寄附を充当させて頂きます。補正額は、160万円。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業です。資料5をご覧ください。

本事業は、昨年度から2か年で進められており、林野庁所管の補助事業となります。

小規模分散している森林を集約化して、効率的な林業生産活動につなげていくための情報収集、合意形成、森林境界の明確化、森林所有者の探索等の活動を支援するもので、町と協定を締結する森林所有者等に対して、交付金を交付します。

今年度についても、引き続き一般社団法人道南森林整備機構を対象とし、同機構が行う森林境界測量に係る経費を支援します。補正額は、110万円。林野庁交付金が北海道の会計を経由して交付されます。

次に、豊かな前浜づくりプロジェクトです。資料6をご覧ください。

令和4年度から実施しているトラウトサーモン養殖事業3年目の取り組みに対する協議会への補助金で、種苗費やえさ代等の養殖経費を支援します。

補正額は、1,333万8千円。その他特定財源212万2千円は、信金中金の企業版ふるさと納税SCBふるさと応援団を基金から取り崩して充当します。

次に、水産物供給基盤機能保全事業です。

本事業は、北海道が管理する第1種江差追分漁港泊地区の維持に係るもので、同漁港の係留施設である北船揚場が老朽化により張ブロックに段差が生じ、先端部コンクリートの欠損等が確認されていることから、修復に向けた実施設計費用について、漁港漁場整備法第20条の2の規定に基づき、地元負担金として支出します。具体的には、事業費500万円のうち、国が300万円を負担し、残額の200万円について、道が2/3、町が1/3を負担します。補正額は、66万7千円。全額一般財源です。

次に、町道除雪対策事業です。

今年の冬の歩行者及び自動車の安全確保のため、除雪作業員の人件費、融雪剤、防雪柵等の資機材及び北部地域の除雪委託費等を措置します。補正額は、5,991万6千円。全額一般財源です。

次に一般補正の最後、朝日町民体育館ストーブ取替工事です。資料7をご覧ください。

体育館に設置されている全4台のストーブのうち、年数経過により部品調達ができず、修理不可能なストーブ1台を更新し、施設の快適性の回復・向上を図ります。補正額は、117万9千円。全額一般財源です。

次に、財源更正です。

はじめに、権利擁護人材支援体制構築事業です。

本事業は、一般補正の人材養成研修事業と併せて、道へ補助金の交付申請を行っていたものです。

町が社会福祉協議会へ成年 後見支援センター運営委託として支出している金額354万2千円に対して、道補助金100万円の交付決定を受けましたことから、当該分に係る道支出金を増額し、一般財源を減額します。

次に、いきいきふるさと推進事業助成金江差追分全国大会分です。

今年で60回を迎え、記念大会となる江差追分全国大会の開催経費972万5千円に対して、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金100万円の助成決定を受けましたことから、当該分に係るその他特定財源を増額し、一般財源を減額します。

最後に、地域づくりセミナー開催助成金、プログラミング・サマーキャンプ分です。

本事業については、いきいきふるさと推進事業助成金40万円の助成要望を行っていたもので、こちらにつきましては残念ながら不採択となりましたが、変わって、同協会の別の助成メニューである地域づくりセミナー開催助成金30万円の助成決定を受けることができましたことから、当該差額分10万円を財源更正します。

以上、13事業の一般補正及び3事業の財源更正による補正額の合計は、1億6,050万2千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

1点、お聞きします。

えーと、デジタルフォーメーションのアドバイザー、の件です。

まず、先程の説明で、全体方針をまあ作ると、まあその為のアドバイザーということでしたが、ま、どういう工程、今考えているのか、まあ年次的なものですな。それちょっと教えて下さい。

それから併せて、今、行政DXで一番急がれるとすると、国が進めている標準化の、おーシステム導入。

えー一応、最初の計画では2025年の末から、えー多くの自治体から間に合わないとお金がとてもでないけど間に合わない、足りないということが、ワンワンと来て、

今、色々見直しとか何とかって言われてるみたいですが、いずれにしても江差町として、2025年末、えー導入ということはどのように今考えてるのか。

それと、このアドバイザーがそれに関わってくるのか、ちょっと教えてください。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーまず、1点目の全体工程に関するご質問にお答えさせていただきます。

えー私共としますと、おー今回、議決を頂いたのち、えー10月から早速その専門家のアドバイスを受けたいと、そして1つの区切りとして、年度末ということで考えてございます。

ただ、えーこの中で、この半年の中で、江差町が進むべき全体方針というものを極力、確定させて頂きたい、あー確定をさせて頂きたいと考えておりますが、内容によってはですね、この半年間で無理ということもあり得るかなと思います。

と言いますのも、これまで江差町では、各部署がデジタル化を進めて来てございます。

ただ、この江差町全体として見た時に、この町の財政規模であったり、えー人口規模であったり、そういったものを照らし合わせた時に、こういったDX化が本当に望ましい物なのかというところを含めて、専門家の知見を活用させて頂きたいと考えておりますので、まずそのような状況になっているということでございます。

えー2点目、標準化についてです。

私共としますと、えー議員のお話のとおり2025年末の事業完了ということを想定してございます。

ただ一方では、私共の方の予定とはまた別に、交付金やら何やらというような国全体の動きがある中で、大元であるベンダーが、それに対応出来るかどうかという部分については、今後ちょっと不安要素が有るかなというふうに感じておりまして、今の時点とすると2025年、来年度末で移行するという予定でいることをいる旨をご答弁させていただきます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

分かりましたというか、全体の流れまた色んなところで我々に示されると思いますので、ま、その時点でまたやり取りもさせて頂きたいと思うんですが、問題は、先程いみじ

くもベンダーの話出ましたけれども、ベンダー任せ、丸投げというのが今選考しているところで現れていて、自分達が全く分からない。

今回は、あくまでもアドバイザーですので、直接、最初から全て関わるという位置づけではないと思うんですが、いずれにしても、町としてのスタンス、もちろん、ベンダーに一定程度やって貰わなきゃならないのは当然あるでしょうし、その20の業種が2025年度末ということになって、基本的にあらゆるものですね、江差町の福祉、教育、あー障がい者だとか、介護だとか、国保だとか、ですから情報漏洩の問題だとか、えーそれからメンテナンスのこれからお金掛かることだとかっていうこと、ベンダー任せ、丸投げってことには絶対、私はしちやならない。特に、情報保護。やはり江差町の職員の中でも、しっかりと教育といいますか、採用といいますか、それも含めて、ま、当然全体方針の中に入ってくるとは思うんですけども、それしっかりと、えーまずは、江差町のスタンスをはっきり、しっかりと持ちながら、アドバイザーにも力を借り、今後の、えーベンダーとの関係も作ってくるということに私はなると思うんです。

その姿勢をしっかりとまず持つということが大事だと思うんですが、その点について、もしコメントあれば頂ければと思います。

「総務課長」

総務課長。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

えー只今の、ご質問にお答えさせていただきます。

まあ標準化に係わるベンダー任せというようなご質問かなと思いますが、よろしいでしょうか。

「小野寺議員」

全体的な。

「総務課長」

全体。はい。ありがとうございます。

ま、あの一、DXに係わるものが標準化だけではなくて、諸々のもっと広い意味でのDXというものがございます。

えー冒頭ご説明させて頂いておりますが、私共の知識、知見だけでは、なかなか追いついていないというところの現状認識の中で、えー専門家のアドバイスを頂くということが、今回の基本になってございます。

えーそういった意味では、今国が主導している標準化に対して、この町の規模なり、え

一財政状況であると。

そういったことを踏まえた方針というのは、十分私共、町の考え方として伝えていく必要があるかなというふうな認識でおります。以上です。

(議長)

よろしいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、令和6年度江差町一般会計補正予算（第9号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第6号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第6号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和５年度介護保険料給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ４，８９６万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億３，００４万円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして、歳入歳出それぞれ１２億３，４８６万８千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「高齡あんしん課長」

高齡あんしん課長。

（議長）

高齡あんしん課長。

「高齡あんしん課長」

議案第６号について、ご説明させていただきます。議案書３５ページの補正予算構成表で説明致します。

令和６年度介護給付費負担金等精算事務でございます。

介護保険会計の財源である国庫・道費公費負担分は、毎年度終了後に精算事務が行われるもので、令和５年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回ったために生じた返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書４３ページをご覧ください。記載に有りますとおり、返還金４，８９６万６千円の内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費国庫負担金分３，８５８万１千円。地域支援事業費国庫交付金分２２３万５千円、道に対する返還金として介護給付費道費負担金分３９５万５千円、地域支援事業費道費交付金分１２４万１千円。

社会保険診療報酬支払基金として診療報酬支払基金介護給付費分１６１万８千円、診療報酬支払基金地域支援事業費分１３３万６千円となっており、えー補正額の財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。

ご審議の方、宜しく願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第7号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第7号、工事請負契約の締結についてでございます。

令和6年2月5日に議決頂きました、令和5年度町道陣屋椴川線第3椴川橋架換工事上部工について、施工方法などの変更により契約金額に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の変更内容につきましては、変更前の契約金額1億6,775万円、変更後の契約金額1億7千、失礼しました。1億7,008万2千円となるものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第7号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第23、議案第8号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第8号、工事請負契約の締結についてでございます。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるもの

でございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的　：かもめ島中央階段遊歩道保全対策工事。

工事場所　　：江差町字鷗島6番地先。

契約の方法　：指名競争入札。

契約の金額　：6,699万円。

契約の相手方：田畑宏栄経常建設共同企業体、代表者　檜山郡江差町字伏木戸町634番地、株式会社田畑建設　代表取締役　田畑昌伸でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第8号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。